

(令和4年4月1日～令和5年3月31日に借入申込書を受理するものに適用します。)

佐賀県

○：不足地域

- 新設の場合、融資対象となります。
- 増改築の場合、「甲種増改築資金」として融資対象となります。

×：充足地域

- 新設の場合、原則として融資対象になりません。
- 増改築の場合、「乙種増改築資金」として融資対象となります。
- ※ 「在宅療養支援（歯科）診療所」及び「かかりつけ医機能を有する診療所」の新築資金については、診療所充足地域においてもご融資の対象となります。
- ※ 医師少数区域等における医療体制のために必要な業務を行ったとして認定を受けた医師による新築資金については、診療所充足地域においてもご融資の対象となります。

(詳細は、「ご融資の種類」ページをご参照ください。)

市区町村名	一般診療所 過不足	歯科診療所 過不足
佐賀市	○	×
唐津市	○	×
鳥栖市	○	×
多久市	○	○
伊万里市	○	○
武雄市	○	×
鹿島市	○	×
小城市	○	×
嬉野市	○	×
神埼市	○	×
吉野ヶ里町	○	○
基山町	○	○
上峰町	○	○
みやき町	○	×
玄海町	○	○
有田町	○	○
大町町	○	×
江北町	○	○
白石町	○	○
太良町	○	○